

自転車用ヘルメット購入補助金 Q&A

質問	回答
【申請方法について】	
申請用紙はどこでもらえるか。	市役所交通政策課（本庁舎2階）、安土町総合支所1階情報公開コーナーで配布しております。市公式ホームページ内ヘルメット補助金のページよりご印刷いただくことも可能です。 また、オンラインにて申請いただくことも可能です。申請フォームについては、市公式ホームページ内ヘルメット補助金のページからご確認ください。
申請手続きはどこでできるのか。	市役所交通政策課（本庁舎2階）、オンライン申請、郵送にて受付を実施しています。なお、安土町総合支所では受付を行っていませんので、ご注意ください。
子供が複数おり、それぞれに対象となるヘルメットを購入したが、申請はまとめてできるのか。	補助対象者(ヘルメット使用者)が未成年者の場合、原則その保護者が申請することとなります。 【窓口および郵送受付の場合】 複数の対象者についてまとめて申請する事はできず、1人の対象者(ヘルメット使用者)に対し、1申請が必要です。 【オンライン申請の場合】 オンライン申請の場合、最大対象者3人分まで、まとめて申請することが可能です。
【補助対象者について】	
高校生世代以下の未成年（高校生世代：18歳到達後最初の3月31日まで）とは、具体的にどのような人のことか。	平成18年（2006年）4月2日以降に生まれた方となります。
補助対象者となる子供が2人おり、1人については補助金を受けており、その後、別のもう1人の子どもを使用者とするヘルメットを新たに購入したが、補助金を申請することは可能か。	ヘルメット使用者1人につきヘルメット1個の購入であることから、申請いただくことは可能です。
補助対象者となる子供が2人おり、 <u>2人で1個のヘルメットを共有で使用している</u> が、2人分の補助金を申請することは可能か。	ヘルメット使用者1人につきヘルメット1個の購入が必要であり、 <u>2人分の申請を行うことはできません</u> 。また、補助金の交付は、ヘルメット使用者1人につき1回限りです。

【補助対象条件について】	
ヘルメットは、近江八幡市外の店舗で購入しても良いか。	近江八幡市外の店舗でもご購入いただけます。
インターネットで購入しても良いか。	添付書類として、領収証等、ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類が必要となりますので、同書類が出る店舗であれば可能です。なお、ご自身で印刷する様式の領収証等でも構いません。
ヘルメットと一緒に他のものも購入した領収証等を添付書類としてよいか。	領収証等の明細から、ヘルメット単体の購入価格が分かるようであれば、添付書類としてお使いいただけます。
インターネットでの購入時ポイントやクーポンを使用した場合、補助額はどうか。	ポイント・クーポン利用分を購入費用から差し引いた実際の負担額で補助額の決定がされます。なお、ポイント・クーポン使用の有無は領収証等の添付書類より確認をいたします。
領収証は写しでも良いか。	保証書の添付書類等で必要となることも考えられることから、写しでも可能です。補記が必要なものについては、必要事項を補記のうえ、ご提出ください。
申請書類の添付資料である「領収証等の写し」はレシートでも良いのか。	以下の内容を証明する書類であれば、レシートでも大丈夫です。 単体で証明できない場合は、保証書や取扱説明書等の該当箇所をコピーするなどし、内容を補完する資料を追加で添付いただくか、申請書の「購入店舗等証明欄」に購入店舗で証明を受けてください。 ①購入日 ②購入金額（ヘルメット購入単価がわかるもの） ③購入店舗名 ④購入品名（「ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことがわかるもの）

<p>領収証等に店舗印や担当者印がないが、再度店舗へ貰いに行く必要があるか。</p>	<p>店舗側の不備ではなく、店舗印や担当者印のない様式が正式なものであれば店舗で印を貰っていた だく必要はありません。 但し、領収証等に「店舗印及び担当者印なきものは無効」等の表記があるものについては押印が必 須となりますので、領収証等をご確認ください。</p>
<p>領収証やレシートを紛失した場合はどうすればよいか。</p>	<p>領収証等が添付できない場合などについては、申請書の「購入店舗等証明欄」に購入店舗にて証明 を受けてください。 上記以外で確認書類を揃えることが出来ない場合等については、交通政策課へご相談ください。</p>
<p>バイクや工事用のヘルメットは対象になるか。</p>	<p>対象になりません。自転車用ヘルメットのみが対象になります。</p>
<p>企業や団体に購入した自転車ヘルメットは補助対象となるの か。</p>	<p>補助対象とはなりません。</p>
<p>ヘルメットが安全基準に適合する認証等を受けていることが 確認できる書類とはどのようなものか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保証書や取扱説明書等の写し ・ヘルメットの全体 <u>および</u>安全認証マークが付いていることが確認できる写真 など <p>なお、受付窓口ヘルメットの現物を提示いただき、安全基準が確認できれば上記は提出不要で す。</p>
<p>ヘルメット購入後に補助制度を知ったが、申請できるか。</p>	<p>購入後6カ月以内であれば申請可能です。 但し、領収証等の添付が必要となりますので、購入店舗で発行を依頼してください。 (領収証等が出ない場合は、申請書の「購入店舗等証明欄」に購入店舗にて証明を受けてくださ い。)</p>

【その他】	
申請用紙（申請書・補助金交付請求書等）の記入を誤った場合はどうすれば良いか。	誤りの箇所を二重線で訂正し、訂正印を訂正箇所に押印のうえで正しい内容をご記入いただくとともに、申請者氏名欄の横にも同一の印鑑を押印してください。なお、 金額欄については訂正ができません ので、書き間違い等の場合には、再度、新しい申請用紙に記入してください。
補助金は口座振込しかできないのか	申請者名義の口座振込に限ります。
補助金の振込までどれくらいかかるか。	概ね2ヶ月～3ヶ月お時間をいただいております。補助金の申請状況により、振込までに更にお時間をいただくことがありますのでご了承ください。